nichicon

第89回

定時株主総会

招集ご通知



2024年6月27日(木曜日) 午前10時00分



ANAクラウンプラザ ホテル京都 2階

京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地

目次

	■ 第89回疋時休土総会指集と連知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	■ 株主総会参考書類第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 監査役3名選任の件	
	第3号議案 補欠監查役1名選任の件	
ĺ	事業報告 ······連結計算書類 ·····計算書類 ······	30
	■ 以外自然	

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、 当社は、書面交付請求の有無に関わらず、 一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めと させていただいております。

ニチコン株式会社

証券コード 6996

経営理念

価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに貢献します。 より良い地球環境の実現に努め、倫理的・社会的責任を果たすとともに、 顧客・株主・従業員をはじめ全ての人々を大切に、企業価値の最大化を目指して、 誠心誠意をもって「考働※」します。

※考働:考えて働くという当社の造語。

サステナビリティ方針

私たちは、ニチコングループ経営理念に基づき、価値ある製品の創造を通じて明るい未来 社会づくりに貢献するとともに、より良い地球環境の実現に努めます。また、全てのステークホルダーに対し誠心誠意をもって対応し、企業の社会的・倫理的責任を果たすことで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

- 1. 素材開発からシステム設計まで幅広い技術を融合し、デジタルトランスフォーメーションとオープンイノベーションの推進により気候変動など社会の課題を解決し、明るい未来社会づくりに貢献します。
- 2. 全てのステークホルダーとの対話と連携を大切にし、共有価値の創造と公正かつ透明性の高い経営を実現します。
- 3. 人権の尊重と多様性の確保、人材の育成、トップノッチ経営※によりお客様価値を高め、企業の発展と全従業員の幸福を目指します。

※トップノッチ経営:品質、コスト、納期、サービス、技術などあらゆる面において最上級を目指すこと。

(証券コード:6996) 2024年6月6日

株主各位

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地

ニチコン株式会社

代表取締役社長 森

克 彦

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nichicon.co.jp/ir/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニチコン」または「コード」に当社証券コード「6996」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年6月26日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時00分

2. 場所京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地ANAクラウンプラザホテル京都 2階

(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1.第89期 (2023年4月1日から) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査 2024年3月31日まで)

人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第89期 (2023年4月1日から)計算書類報告の件2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案第2号議案

剰余金の処分の件 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監查役1名選任の件

以 」

本株主総会において、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上 げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する替否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する替否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分入力完了分まで

「替」の欄に〇臼

「否」の欄に〇印

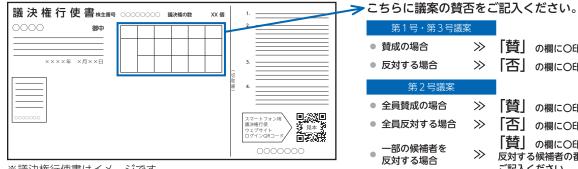
「替」の欄に〇印 「否」の欄に〇印

「賛」の欄に〇印をし、

反対する候補者の番号を

ご記入ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして お取り扱いいたします。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取 り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り 扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使 期限 2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。
 - ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 00.0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、企業価値の拡大と企業体質の強化を図り、利益を増加させることにより配当の安定的増加に努めることを基本としております。

期末配当につきましては、株主の皆様への一層の利益還元ならびに資本効率の向上を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより1株につき年間配当33円(前期実績に比べ3円の増配)となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 17円 総額 1,163,061,273円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日

監査役3名選任の件 第2号議案

監査役 中谷吉彦氏および森瀬正博氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、 監査役 荒木幸彦氏は2024年5月31日ご逝去により退任いたしました。

つきましては、あらためて監査役3名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	吉田茂雄	特別顧問	新任
2	上野精也	内部監査室長	新任
3	なかれたによりでです。	常勤監査役	再任 社外 独立

新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

吉田茂雄(1959年9月7日生)

新任



所有する 当社株式の数

10.000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社

1988年8月 ニチコン(シンガポール)プライベート

リミテッドマネージャー

2003年6月 当社営業本部海外営業部長代理 当社電源センター管理部長 2004年11月

2007年4月 ニチコン(香港)リミテッド董事総経理

2008年11月 当社東アジア販売統括

2009年6月 当社取締役

当社執行役員

当社営業本部長

2011年5月 当社生産本部長 2011年7月 当社執行役員常務

2012年10月 ニチコン製箔株式会社 代表取締役社長

当社代表取締役社長 COO 2013年6月 2023年6月 当社特別顧問(現任)

監査役候補者とした理由

候補者は、当社入社以来、国 内・海外の営業部門や事業部門 の責任者を歴任し、長年にわた り当社の経営に携わり、その経 歴を通じて培った経営全般に関 する幅広い知見を有することか ら、当社の監査役に適任である と判断し、この度選任をお願い するものであります。

せい

(1966年1月8日生)

新任



所有する 当社株式の数

1.000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

三井信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行 1990年4月 株式会社)入社

株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀 2001年1月 行)入行

みずほコーポレートアジア(香港)リミテッ 2004年12月 ド資本市場部長

株式会社みずほ銀行ポートフォリオマネジメ 2015年4月

ント部米州室長

同行アセットマネジメント業務部米州室長

2018年5月 当社入社 コンデンサ事業本部統括部長 2019年9月

当社内部監査室長 (現仟)

監査役候補者とした理由

候補者は、金融機関で国内・国 外での業務経験から財務および 会計に関する豊富な経験と見識 を有するほか、当社においても 内部監査業務を行っていること から、当社の監査役に適任であ ると判断し、この度選任をお願 いするものであります。

3 中谷吉彦

(1946年10月7日生)

再任

社 外

独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1972年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社

1995年 4 月 同社マルチメディア推進室長

1997年 4 月 同社パナソニック ヨーロッピアン ラボラト

リーズ ゲー・エム・ベー・ハー副社長 1999年 9 月 同社海外R&D推進センター所長

2004年10月 立命館大学COE推進機構教授 2008年 4 月 同大学立命館グローバル・イノベーション研

究機構教授

2009年 4 月 同大学研究部長

2012年 4 月 同大学産学官連携戦略本部副本部長 2020年 4 月 同大学総合科学技術研究機構上席研究員

2020年6月 当社常勤監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由

候補者は、民間企業における技術経営の実践に加え、学識者としての高い見識と豊富な経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

所有する 当社株式の数 1.000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中谷吉彦氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 中谷吉彦氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 4. 当社は、中谷吉彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償額や争訟費用等を当該保険により填補することとしております。各候補者の就任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 6. 当社は、中谷吉彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) スキルマトリクス

第2号議案承認後の当社の取締役および監査役の経験、知見の一覧

	性別	当社における地位	企業経営	製造· 研究開発	営業・マーケティング	財務・ 会計	国際経験・ 多様性	法務・ リスクマネ ジメント
武田 一四	P 男性	代表取締役会長	0	0	0	0	0	0
森 克彦	男性	代表取締役社長	0		0		0	
近野 斉	第 男性	取締役	0		0	0	0	
矢野 明	ム 男性	取締役	0	0		0	0	
松重 和美	€ 男性	取締役 社外・独立		0				0
相京重信	男性	取締役 社外・独立	0			0		
加藤治彦	男性	取締役 社外・独立	0			0	0	
栗本 知	子 女性	取締役 社外・独立					0	0
吉田茂城	生 男性	常勤監査役	0	0	0	0	0	
上野精t	b 男性	常勤監査役	0			0	0	0
中谷 吉彦	男性	常勤監査役 社外・独立	0	0			0	
伝川 草	全 男性	監査役 社外・独立	0		0	0		0

[※]上記の一覧表につきましては、各取締役・監査役が有するすべての経験、知見を表すものではございません。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として置田文夫氏の ご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

置田文夫

(1952年5月30日生)

社 外

独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 4 月 京都弁護士会弁護士登録

1996年8月 7

アクシス法律事務所開設 所長就任 (現任) 京都府医師会監事

2005年 4 月

京都弁護士会総会総長

2013年12月

株式会社エリッツホールディングス監査役 (現任)

2015年6月

日東薬品工業株式会社監査役 (現任) 上原成商事株式会社取締役 (現任)

2016年8月

株式会社井筒八ツ橋本舗監査役(現任)

所有する当社株式の数

()株

補欠社外監査役候補者とした 理由

候補者は、弁護士としての高い 見識を有することに加えて、他 社の取締役や監査役を歴任され ていることから、この度選任を お願いするものであります。 お、候補者は社外役員となるこ と以外の方法で会社の経営に関 与された経験はありませんが、 上記の理由により、社外監査 として、その職務を適切に遂行 できるものと判断しておりま す。

- (注) 1. 置田文夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 置田文夫氏は社外監査役の補欠候補者であります。
 - 3. 置田文夫氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償額や争訟費用等を当該保険により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 5. 置田文夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

U F

事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安に伴うエネルギーコストや物価の上昇が続きましたが、個人消費やインバウンド需要の増加により、景気は緩やかに回復しました。米国経済は、金融引き締めの影響を受けながらも、良好な企業業績と雇用情勢により個人消費が堅調に推移しました。欧州経済は、インフレの圧力が続き、個人消費が低迷したことで景気は停滞しました。中国経済は、輸出の停滞に加え不動産市況の悪化などを背景に、景気の低迷が継続しました。

このような状況において当社は、中期成長目標「Vision 2025」に基づき、売上高と営業利益率の目標達成を通して持続可能な成長の実現を目指しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,816億4千3百万円と前期比1.7%の減収となりました。また、利益につきましては、営業利益は89億4百万円と前期比29.8%の減益、経常利益は114億7百万円と前期比25.3%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は、82億5千3百万円と前期比5.6%の増益となり過去最高を更新しました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を「コンデンサおよびその関連製品」の単一セグメントから、「コンデンサ事業」と「NECST (Nichicon Energy Control System Technology) 事業」の2区分に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で表示しております。

(コンデンサ事業)

コンデンサ事業における売上高は1,064億2千9百万円(前期比10.8%減)、セグメント営業 利益は73億1千8百万円(前期比32.0%減)と減収減益となりました。

自動車・車載関連機器向けはEVの成長期待に幾分鈍化の傾向が見られるものの、グローバルに電動化の動きは着実に進展しており、国内においては、ハイブリッド車をはじめとした駆動用インバータ用途のXEV用フィルムコンデンサが堅調に推移しました。また海外においても、当社は顧客から高い評価を得ており、大型案件を獲得しております。車載関連機器向けアルミ電解コンデンサでは、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの需要が拡大しており、昨年度からの設備投資効果により大きく伸長しました。また、従来から生産している面実装型アルミ電解コンデンサについても概ね堅調に推移しました。情報通信機器分野向けでは、生成AIサーバーなどデータセンター用途の導電性高分子アルミ固体電解コンデンサが引き続き

好調に推移しております。一方、白物家電・産業用インバータ機器向けは、長引く中国市況の低迷に伴い産機インバータやパワーコンディショナー用途の大形アルミ電解コンデンサが影響を受けて低調に推移しました。当社は引き続き、今後より一層の需要拡大が見込まれるXEV用フィルムコンデンサの生産能力拡大と技術開発体制の強化、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサおよび導電性高分子アルミ電解コンデンサの製品ラインアップ強化により、各重点市場における受注拡大に取り組んでまいります。

(NECST事業)

NECST事業における売上高は752億1千4百万円(前期比15.0%増)、セグメント営業利益は15億8千2百万円(前期比17.8%減)と増収減益となりました。

日本国内で電気代の高止まりやEVの選択肢が増加するなかで、V2H機能を備えた「トライブリッド蓄電システム[®]」や急速充電器といったEVインフラに関連する機器が好調に推移しました。また、従来は年度末に集中する傾向にあった研究用・医療用等の特殊電源が年間を通じて販売が拡大しました。さらに、日本でのEV化の動きは、エネルギー価格の高騰、政府の充電インフラの充実策、事業用を含むEV車種の増加などを背景に着実に進み始めています。当社のEV関連製品の普及により、平常時は安心してEVで走行しながら環境保全にも貢献できるだけでなく、万一の災害時にはEVのバッテリーを活用して必要な電源を確保することも可能となります。また、気候変動問題への対応課題としては、天候などに左右される不安定な再生エネルギーを上手く使いこなしてゆく必要があります。当社は、急速充電器や産業用蓄電システムの展開による社会インフラの整備と、日常生活での CO_2 削減と利便性向上の両立に向けて家庭用蓄電システム「パワーオアシス[®]」やV2H「EVパワー・ステーション[®]」などの事業活動を通じて、引き続き社会課題の解決に貢献してまいります。

※トライブリッド蓄電システム®:蓄電池、太陽電池、EVの蓄電池3つの電池を効率的につなぎ合わせ、電気の家産家消に寄与するニチコンの家庭向け蓄電システム。

区分		第88期 (2023年3月期)		第89期(当期) (2024年 3 月期)		前期比	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
コンデン	ノサ事業	119,343	64.6	106,429	58.6	△12,914	△10.8
N E C S	T 事 業	65,381	35.4	75,214	41.4	9,832	15.0
合	計	184,725	100.0	181,643	100.0	△3,081	△1.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度では、新規事業の成長を見据えた技術・開発投資や当社のコア事業である車載 関連向けのアルミ電解コンデンサやxEV向けフィルムコンデンサの生産能力増強、NECST製品 生産工場の建屋増築などを中心に162億円の設備投資を実施いたしました。

なお、セグメントごとの内訳は、次のとおりです。

コンデンサ事業 120億5千5百万円 NECST事業 41億4千5百万円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アルミ電解コンデンサ、導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、小形リチウムイオン二次電池等の電子デバイスを主体としたコンデンサ事業と、家庭用/公共・産業用蓄電システム、EV・PHV用急速充電器、V2Hシステムの環境関連製品、各種電源、機能モジュール、応用関連機器等の回路製品を主力製品としたNECST事業を展開し、「エネルギー・環境・医療機器」、「自動車・車両関連機器」、「白物家電・産業用インバータ機器」、「情報通信機器」の4市場を重点分野と定め、高信頼性、高安全性、高機能性を追求し、競争力に優れる新製品開発により社会課題の解決に貢献し、既存事業の拡大と新規事業の創出に努めてまいります。

① 低炭素社会の実現とキーテクノロジーの進展に向けた事業機会の獲得

コンデンサ事業では、アルミ電解コンデンサの最先端技術と国内外の生産・販売体制を強みとし、モビリティ、通信、環境関連の成長市場にフォーカスし、品質、コスト、納期、サービスに渡る事業基盤を強化、拡充します。また、金属蒸着フィルムから独自開発、生産するXEV用フィルムコンデンサでは、需要の拡大を成長機会と捉え、販売拡大とグローバル生産体制の強化に向け、積極的に経営リソースを投下します。コンデンサ事業で創業以来培った強みを今後も継続的に進化させていくため、技術面ではニーズ開発から商品開発、産学連携によるシーズ開発を、生産面では継続的な品質向上等の推進に加えて、共通指標をベースとしたKPI目標管理を導入し、プロセス強化に取り組んでまいります。

NECST事業では、脱炭素化のメガトレンドを受けて、エネルギー・環境関連の幅広い製品群とスイッチング電源から応用機器までをカバーする電源技術を生かし、価値提供のさらなる充実を図ります。とりわけ、環境関連製品では、世界的な脱炭素化の高まりやエネルギー価格の高止まりによる再エネ、蓄電市場拡大への対応と、蓄電、電力制御技術を活かしたトータルシステム展開を強化します。また、ガソリン車規制によるEVシフトへの対応として、急速充電器、外部給電器「パワー・ムーバー®」、V2Hシステムで社会充電インフラを拡充してまい

ります。これらの環境関連製品では、お客さま(最終消費者)の認知度を上げるための「ブランド力」の向上にも注力してまいります。回路製品では、スイッチング電源においては、ユーザー対応力でトップシェアを堅持する強みを生かし、特に空調機器、ロボット、5G通信などの成長市場へ拡大を目指します。応用機器では、大型特殊電源、医療用/学術用加速器電源でグローバル展開を図り、社会インフラシステムへ貢献します。加えて、小形リチウムイオン二次電池、家庭用蓄電システム、V2Hシステムに代表されるナンバーワン、オンリーワンの革新的な製品・技術開発体制を強化し、社会課題の解決に貢献する製品開発をさらに加速してまいります。

② 外部環境に左右されない強い経営体質への変革

SDGsやカーボンニュートラル等により、循環経済やシェアリングエコノミーといった新しい価値観が世界規模で広がりを見せています。これらは産業構造や社会経済に変革をもたらし、DX(デジタルトランスフォーメーション)化の進展と相まって、大きなビジネスチャンスを生み出す可能性が高まっています。今後、クルマの電動化とEVへのシフトが進み、人びとの生活では5G、AI、IoT等デジタルテクノロジーの革新的進歩が見られ、自動化や省電力化の需要が先進国だけでなく新興国にも拡大し、これを支えるための発電コストの低減による再生エネルギーの主力電源化が進展していくことが予想されます。

パラダイムシフトと不確実性がより一層増すなか、当社グループでは、中長期視点での成長を成し遂げていくにあたり、「G:グリーン(環境)」と「D:デジタル(DX)」をキーワードとした「価値」提供が重要なポイントになると考えております。

G(環境)については、気候変動問題が世界的な課題になるなか、関連マーケットもさらに巨大化し、環境配慮型の当社の製品・ビジネスのチャンスもさらに大きくなると予想されます。再生可能エネルギーの活用を拡大する蓄電システムをはじめ、気候変動ニーズに対応したコンデンサ事業、NECST事業の各製品をさらにレベルアップしていくことで競争優位性をさらに高めてまいります。

また、D(デジタル)については、企業競争力の強化という面でDXの推進がより不可欠になっています。事業成長では単に良い製品・技術を生み出すだけでなく、DXを駆使してお客さまへのサービス向上や生産性の向上、投資効率の向上によって収益体質を高めることに注力しています。この様にして「稼ぐ力」に磨きをかけることで、次なる成長のための設備投資や研究開発投資、持続的な賃上げを含む優秀な人材の確保といった好循環を生み出していきます。サステナブルな社会に貢献していくには、まず当社グループ自身が収益を上げ持続可能であることを念頭に、DXを成長ドライバーとして各部門の業務を合理化・効率化し、ビジネスの創出と利益体質の構築に取り組んでまいります。

③ ESG経営の構築と推進

当社グループではESGで評価される企業を目指して「サステナビリティ方針」を定め、持続的な成長と企業価値の増大に向けて、当社製品による地球環境への貢献と自社での対応取り組み、多様な働き方など人材面の基盤強化、コーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

環境課題については、家庭用蓄電システムの中核生産拠点であるニチコンワカサにおいて 100%再生可能エネルギー利用工場としたほか、自社拠点において太陽光で発電した電力を蓄電し、これをEVへの充電や生産設備への給電を無駄なく効率的に行う複合システムを設置し、生産工場などの大規模施設における再生可能エネルギーの新たな活用方法による CO_2 削減に取り組んでおります。さらに気候変動が事業に与えるリスク・機会について分析を進め、中長期的な事業展開や CO_2 削減活動に生かすとともに、指標・目標とその進捗状況やシナリオ分析などの関連する情報開示にも取り組んでまいります。2023年度のCDP気候変動レポートにおいて「A-(Aマイナス)」の評価を獲得し、また温室効果ガス排出削減目標の国際的なイニシアチブであるSBT(Science Based Targets)認定を取得しており、引き続きこれらの取組みを推進してまいります。

また、当社グループでは「人こそニチコンのエネルギー」を人事理念とし、「人」が最大の経営資源であるとの観点に立ち、従業員一人ひとりが社会や時代のニーズを敏感に察知し、コンプライアンスへの意識を高く持ちながら考働していくこと、やりがいや成長を実感でき、能力を発揮できるよう人事制度や社内環境の整備に努めております。社会との接点においては、産学連携にも注力しており、エネルギーの地産地消とスマート社会の創造に寄与することを目的にスタートした東京大学生産技術研究所との包括的な産学連携研究協力協定など、大学機関との研究開発活動も積極的に推進し、知的資本の強化に努めてまいります。

コーポレートガバナンスについては、取締役会の経営の監督と執行の役割の一層の明確化を 図るため、社外取締役比率を3分の1以上としており、さらに、取締役会の諮問機関として過 半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬等に関する手 続きの公正性、透明性、客観性を確保しております。コンプライアンス体制の強化では、業務 の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性を確保するための体制を充実させ、一 層の内部統制の整備・運用を推進してまいります。

これらに加え、政策保有株式は、中長期的な視点に基づいた保有先企業との取引状況や関係性、ならびに保有先企業の財政状態および株価、配当等の状況など、継続保有の合理性や経営資源の有効活用について取締役会にて定期的に検証を行っております。保有意義の薄れてきた銘柄については、取引先等との対話・交渉を実施しながら、縮減を進めてまいります。

政策保有株式の連結貸借対照表上の合計額(2024年3月31日現在)

区分	第87期 (2022年3月期)	第88期 (2023年3月期)	第89期(当期) (2024年3月期)
銘 柄 数	47	42	38
連結貸借対照表計上額 の 合 計 額 (百万円)	27,100	23,581	26,722
連結純資産比率(%)	28.6	23.3	23.5

⁽注) みなし保有株式に該当する株式を保有していません。

(5) 財産および損益の状況の推移

	区	分	第86期 (2021年3月期)	第87期 (2022年3月期)	第88期 (2023年3月期)	第89期(当期) (2024年3月期)
売	上	高(百万円)	116,073	142,198	184,725	181,643
経	常利	益(百万円)	3,015	8,594	15,263	11,407
親会	会社株主に帰属 期 純 利	する (百万円)	1,703	7,902	7,814	8,253
1 杉	ま当たり当期純	利益(円)	24.90	115.50	114.22	120.64
総	資	産(百万円)	156,008	170,112	192,339	206,937
純	資	産(百万円)	89,266	94,652	101,354	113,839
1 杉	株当たり純資	産額(円)	1,274.33	1,350.76	1,444.66	1,620.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から 適用しており、第87期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ①親会社との関係 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ニチコン製箔株式会社	80百万円	100.0%	コンデンサ用電極箔の製造
ニチコン草津株式会社	80百万円	100.0	電力・機器用コンデンサ、フィルムコンデンサおよび コ ン デ ン サ 応 用 関 連 機 器 の 製 造
ニチコン亀岡株式会社	80百万円	100.0	機能モジュール、V2Hシステム、正特性サーミスタおよび家庭用蓄電システムの製造
ニチコン大野株式会社	80百万円	100.0	アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデン サおよび小形リチウムイオン二次電池の製造
ニチコン岩手株式会社	100百万円	100.0	アルミ電解コンデンサの製造
ニチコンワカサ株式会社	84百万円	100.0	各種電源および家庭用蓄電システムの製造
株式会社酉島電機製作所	30百万円	100.0	各種変圧器、リアクトルの製造販売
日本リニアックス株式会社	15百万円	100.0	圧力センサ、各種計測器の製造販売
株式会社ユタカ電機製作所	330百万円	100.0	電源装置の開発、設計、製造、販売
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	3,000千US\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ベー・ハー	1,000千EUR	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(香港)リミテッド	5,000千HK\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(シンガポール)プライベート リミテッド	8,000干SP\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(台湾)カンパニー リミテッド	30,000∓NT\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(タイランド)カンパニー リミテッド	20,000∓BAHT	49.0	各種コンデンサの販売
ニチコン エレクトロニクス トレーディング (上海)カンパニー リミテッド	500千US\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン エレクトロニクス トレーディング (深圳)カンパニー リミテッド	300∓US\$	100.0	各種コンデンサおよび回路製品の販売 に関連するサービス業務
ニチコン(マレーシア)センディリアン バハッド	63,000∓M\$	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売
ニチコン エレクトロニクス (無錫)カンパニー リミテッド	75,000千US\$	100.0	アルミ電解コンデンサおよび 各種電源の製造販売
ニチコン エレクトロニクス (宿遷)カンパニー リミテッド	55,000千US\$	100.0	アルミ電解コンデンサおよび機器用コ ンデンサの製造販売
無錫ニチコン エレクトロニクス R&Dセンターカンパニーリミテッド	5,000千RMB	100.0	各種電源およびアルミ電解 コンデンサの開発、設計

- (注) 1. 上表の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権を含んでおります。
 - 2. 連結子会社は21社、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在) 当社グループは、各種コンデンサ、応用機器および回路製品等の製造・販売を行っており、 各セグメントの主要な製品は、次のとおりであります。

セグメントの名称	主要製品				
コンデンサ事業	アルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、小形リチウムイオン二次電池、 パワーエレクトロニクス用フィルムコンデンサ、xEV用フィルムコンデンサ				
NECST事業	家庭用蓄電システム、V2Hシステム、トライブリッド蓄電システム、 EV・PHV用急速充電器、外部給電器、スイッチング電源、機能モジュール、 公共・産業用蓄電システム、医療用加速器電源、学術研究用加速器電源				

(8) 主要な営業所および工場等(2024年3月31日現在)

(4) 工文 6 日末///1036(6 工物 (1 (2021 37)3 日初日/				
	本 社 京都市中京区	<u> </u>		
	東京支店東京都中央国	\overline{X}		
当 社	営業 名 古 屋 支 店 名古屋市中区	\overline{X}		
	部門等 西 日 本 支 店 京都市中京区	₹		
	電源センター東京都中央国	₹		
ニチコン製箔株式会社	長野県大町市、福井県大野市			
ニ チ コ ン 草 津 株 式 会 社	滋賀県草津市			
ニチコン亀岡株式会社	京都府亀岡市			
ニチコン大野株式会社	福井県大野市、長野県安曇野市			
ニチコン岩手株式会社	岩手県岩手郡岩手町			
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	米国 イリノイ州			
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ベー・ハー	オーストリア ウィーン市			
ニチコン(香港)リミテッド	中国 香港行政区			
ニチコン(台湾)カンパニー リミテッド	台湾台北市			
ニチコン(マレーシア)センディリアン バハッド	マレーシア セランゴール州			
ニチコン エレクトロニクス(無錫)カンパニー リミテッド	中国 無錫市			
ニチコン エレクトロニクス(宿遷)カンパニー リミテッド	中国 宿遷市			

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンデンサ事業	3,911名	88名(減)
NECST事業	1,209名	61名(増)
全社 (共通)	274名	13名(増)
合計	5,394名	14名(減)

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齡	平均勤続年数
581名	43名 (増)	45.9歳	9.6年

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,250百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,250百万円
株式会社三井住友銀行	5,250百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,250百万円
日本生命保険相互会社	1,750百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年3月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびEUをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年3月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことから、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起し、上級審においても争いましたが、最終的には、2021年10月に当社からの上告を棄却するとともに上告受理申立について上告審として受理しない旨が決定されたことにより、当該訴訟は終了しました。

海外においては、2015年12月に、当社の子会社であるニチコン(香港)リミテッドが、台湾

公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受けたため、2016年2月に同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起し、上級審においても争った結果、2023年11月に、最高行政法院において、課徴金の算定方法に違法があることを理由として同処分を取り消す旨の判決が下されたため、当該訴訟は終了しました。現在、台湾公平交易委員会において同判決を踏まえた再調査が行われています。2018年3月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年5月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起しましたが、2023年7月に請求を棄却する旨の判決があり、当該訴訟は終了しました。

なお、上記課徴金および制裁金につきましては、延滞金を付されるリスクなどを回避するべく、いずれも納付期限内に全額を支払い済みです。また、本件に関連して米国およびカナダにおいてクラスアクション(集団訴訟)が提起されていましたが、米国のクラスアクションについては、2018年9月に間接購買者との間で21.5百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2020年7月に裁判所により最終承認がなされました。また、2018年12月には直接購買者との間で90百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2019年5月に裁判所により最終承認がなされました。クラスアクションから離脱(オプトアウト)したコンデンサ購買者らからの個別訴訟についても順次和解を成立させ、2022年11月に残っていた原告4社との間で合計34百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、これで個別訴訟は全て解決しました。カナダのクラスアクションについては、2023年3月に原告団との間で14.5百万カナダドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2023年11月に裁判所により最終承認がなされました。イスラエルで提起されたクラスアクションについては、2024年3月に原告団との間で2.91百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結しました。これらの和解契約も裁判所の承認手続を経ることにより正式に確定しますので、引き続き適切に手続を履践します。

これら一連の件につきましては、株主の皆さまをはじめ、お客さまや関係者の皆さまに多大 なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、上述した既に判決が確定した事案または、和解手続中の事案を除き、前記のとおり、上記各命令および処分における認定および判断には誤りがあると考えており、引き続き、裁判所による公正な判断を求めていますが、競争法コンプライアンス体制をより一層強化するとともに、これを当社グループ全従業員へ改めて周知徹底するべく、規程の整備、体制の見直し、従業員への研修および教育の実施などの施策に取り組んでいます。今後も、こうした活動を継続し、コンプライアンスのさらなる強化と徹底を図ってまいります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 137,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,415,369株 (自己株式 9,584,631株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 22,168名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,520	12.5
ニチコン取引先持株会	3,560	5.2
株式会社京都銀行	3,409	5.0
株式会社みずほ銀行	2,690	3.9
日本生命保険相互会社	2,670	3.9
株式会社三井住友銀行	2,200	3.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,190	3.2
株式会社三菱UFJ銀行	2,000	2.9
ニチコン従業員持株会	1,649	2.4
東京海上日動火災保険株式会社	1,419	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式9,584千株を保有しており、上表から除外しております。
 - 2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
 - 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	武田 一平	CEO
代表取締役社長	森 克彦	COO
取締役 上席執行役員専務	近野 斉	経理本部長 兼 広報・I R室長
取締役 執行役員専務	矢野 明弘	企画本部長 兼 サステナビリティ推進室長
取締役	松重の和美	京都大学名誉教授、四国大学・四国大学短期大学部学長、 阿波製紙株式会社取締役
取締役	相京重信	橋本総業ホールディングス株式会社取締役、 スターツコーポレーション株式会社監査役
取締役	加藤 治彦	四季株式会社取締役
取締役	栗本 知子	弁護士法人関西法律特許事務所パートナー弁護士
常勤監査役	荒木 幸彦	
常勤監査役	中谷 吉彦	
監査役	森瀬 正博	
監査役	伝川 幹	

- (注) 1. 取締役 松重和美、相京重信、加藤治彦ならびに栗本知子は、社外取締役であります。 なお、当社は、取締役 松重和美、相京重信、加藤治彦ならびに栗本知子を東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役 中谷吉彦、森瀬正博ならびに伝川幹は、社外監査役であります。 なお、当社は、監査役 中谷吉彦、森瀬正博ならびに伝川幹を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役 森瀬正博は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役 伝川幹は、報道機関の取締役を歴任しており、会社経営に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 - ・2023年6月29日開催の第88回定時株主総会において、森克彦、加藤治彦ならびに栗本知子は取締役に、伝川幹は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - ・2023年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉田茂雄ならびに勝田泰久、監査役 大西英樹は退任いたしました。
- 6. 取締役の役職および担当を次のように変更しております。

日付	氏名	新役職および担当	旧役職および担当
2023年7月1日	近野 斉	上席執行役員専務 経理本部長 兼 広報・IR 室長	執行役員専務 経理本部長 兼 広報・IR 室長
2023年7月1日	矢野 明弘	執行役員専務 企画本部長 兼 サステナビ リティ推進室長	上席執行役員常務 企画本部長 兼 サステナビ リティ推進室長

(2) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

- 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決議された取締役の報酬限度 額内で、個々の職責および実績、会社業績や他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総 合的に勘案し決定するものとする。
- 3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針 当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、親会社株主 に帰属する当期純利益の一定の範囲内でその役割や短期および中長期での貢献度合いに応じ た額を株主総会で決議された取締役の報酬限度額内において、指名・報酬委員会の答申を踏 まえて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

4. 基本報酬の額および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は親会社株主に帰属する当期純利益の範囲内で支払うものであり、業績により大きく変動するため、基本報酬との割合については、毎年大きく変動するものである。そのため報酬等の種類ごとの割合の目安に関しては、事前に定めないものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決定にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の評価配分について代表取締役による協議を経て決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に 諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決 定をしなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

57 /A	報酬等の額	報酬等の種類別の	役員の員数	
区分	(百万円)	基本報酬	賞与	(名)
取締役	205	165	40	10
(うち社外取締役)	(32)	(32)	(-)	(5)
監査役	39	39	(-)	5
(うち社外監査役)	(25)	(25)		(4)
合 計	245	205	40	15
(うち社外役員)	(57)	(57)	(-)	(9)

- (注) 1. 株主総会の決議(2007年6月28日)による取締役の報酬等の総額は年額280百万円以内(当該株主総会総会にはいる。 総会終結時点の取締役の員数は7名)、監査役の報酬等の総額は年額50百万円以内(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名)であります。
 - 2. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および監査役1名(うち社外監査役1名)の報酬額が含まれております。
 - 3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与および賞与は含まれておりません。
 - 4. 各監査役の報酬は、監査役の協議により決定していますが、監視という任務の性質から固定報酬のみとしております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係 社外役員の重要な兼職先については「(1) 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間に記載すべき関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松重の和美	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席しました。学識者としての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	相京 重信	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	加藤 治彦	2023年6月29日就任以降に開催された取締役会8回のうち6回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	栗本 知子	2023年6月29日就任以降に開催された取締役会8回のうち7回に出席しました。弁護士としての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	中谷 吉彦	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会13回のうち 13回に出席しました。民間企業における技術経営の実践に加え、学識者とし ての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行って おります。
監査役	森瀬 正博	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会13回のうち 13回に出席しました。豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言 を行っております。
監査役	伝川 幹	2023年6月29日就任以降に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席しました。豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、 取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。 ③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第31条第2項および第43条第2項の規定により、社外取締役および社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに優秀な人財の確保ができるよう、会社法第430条の3第1項の規定による、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲および保険料

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員(契約後に就任した者を含みます)を被保険者としております。保険料については、当社および一部の子会社については、役割に応じて按分した保険料を個人負担とし、それ以外は全額会社負担としております。

②塡補の対象となる保険事故の概要

被保険者が職務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償額や争訟費用等を填補するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身は補償対象外とすることにより、役員等の職務遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

5 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	61百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合 計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当事業年度に係る報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が5百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、CDP気候変動対応に関するアドバイザリー業務および合意された手続に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

- (5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。
- (6) 会計監査人の業務停止処分に関する事項 該当事項はありません。
- (7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況 該当事項はありません。
- (8) 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項 該当事項はありません。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「より良い地球環境の実現に努め、価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに 貢献していくこと」を経営理念に掲げております。また、倫理的・社会的責任を果たすととも に、株主の皆様をはじめとする全ての人々を大切にし、企業価値の最大化を目指して、「誠心誠 意」をもって「考働」しております。

この経営理念に基づき、会社の支配に関する基本方針として、当社に対し買収提案が行われた場合は、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様に委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じた判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	118,468	流動負債	75,224
		支払手形及び買掛金	14,803
	29,387	電子記録債務	15,248
受取手形、売掛金及び契約資産	40,159	短 期 借 入 金	14,000
電子記録債権	7,615	1年内返済予定の長期借入金	2,500
有 価 証 券 商品及び製品	100	1年内償還予定の転換社債	12,016
商品及び製品 仕掛品	15,868 6,193	型 新 株 予 約 権 付 社 債 未 払 金	3,612
	14,597		3,469
原材料及び貯蔵品とのの他	4,633	未払法人税等	1,164
質 倒 引 当 金	4,033 △86	型 約 負 債	2,902
	△00		1,561
 固定資産	88,462		40
回	51,983	設備関係支払手形	438
建物及び構築物	16,978	- R の 他	3,468
機械装置及び運搬具	20,747	固定負債	17,874
土地地	5,622	長期借入金	6,250
リース資産	1,145	リース債務	851
建設仮勘定	5,183	繰 延 税 金 負 債	5,584
そ の 他	2,305	製品保証引当金	3,061
	2,000	退職給付に係る負債	1,415
無形固定資産	1,722	そ の 他	710
	,	負 債 合 計	93,098
投資その他の資産	34,756	純 資 産	の部
投資有価証券	31,384	株 主 資 本	86,521
長 期 貸 付 金	3,174	資 本 金	14,286
繰 延 税 金 資 産	100	資本剰余金	16,860
退職給付に係る資産	401	利益剰余金	67,002
そ の 他	905	自 己 株 式	△11,628
貸 倒 引 当 金	△1,208	その他の包括利益累計額	24,378
		その他有価証券評価差額金	14,494
繰 延 資 産	6	為替換算調整勘定	9,884
社 債 発 行 費	6	非支配株主持分	2,939
次立	206.027	純 資 産 合 計	113,839
資 産 合 計	206,937	負債 純資産合計	206,937

連結損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

	科	B		金額
売	<u> </u>		高	181,643
売	上	原	価	150,383
売	上 総	. 利	益	31,260
販 売	費 及 び	一 般 管 理	費	22,356
営	業	利	益	8,904
営	業	小	益	3,209
受	取利息及	ひで配当	金	979
持	分法によ	る 投 資 利	益	177
為	替	差	益	1,748
そ	σ)	他	304
営	業	費	用	707
支	払	利	息	92
貸	倒 引 当	金 繰 入	額	433
そ	σ)	他	181
経	常	利	益	11,407
特	別	利	益	347
固	定 資 産	売 却	益	16
投	資 有 価 証	E 券 売 却	益	331
特	別	損	失	1,172
固	定 資 産	鱼 处 分	損	63
独	占禁止法	、 関 連 損	失	443
減	損	損	失	664
税	金等調整が	当期 純利	益	10,582
	、税 、 住 民	税 及 び 事 業	税	1,702
法	人 税 等		額	234
当	期		益	8,645
		引する当期純利		391
親会	社株主に帰属	引する当期純利	益	8,253

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資産	€	部	負 債 の) 部
流動資産		70,035	流動負債	51,510
現金及び	預金	11,873	支 払 手 形	89
受 取 手		863	電子記録債務	1,313
		6,994		17,775
	債 権		短期借入金	14,000
売掛	金	38,218	1年内返済予定の長期借入金	2,500
商品及び	製品	6,041	1年内償還予定の転換社債型	
仕 掛		437	新株予約権付社債	12,016
	宁蔵品	702	未払金	1,223
その	他	4,956	未 払 費 用	475
貸 倒 引	当 金	△52	未払法人税等	285
			契 約 負 債	1,316
			賞 与 引 当 金	434
固定資産		71,488	役員賞与引当金	40
有 形 固 定	資 産	16,782	そ の 他	40
建	物	8,551	固定負債	15,625
構築	物	85	長期借入金	6,250
機 械 及 び	装置	1,542	繰 延 税 金 負 債	5,374
	搬具	3	退職給付引当金	645
工具、器具及	び備品	617	製品保証引当金	2,797
土	地	5,098	そ の 他	558
	資 産	11	負 債 合 計	67,136
建設仮	勘定	871		の部
			株主資本	60,083
無形固定	資 産	1,217	資本金	14,286
			資本 剰 余 金	17,068
投資その他の		53,488	資本準備金 その他資本剰余金	17,065
投 資 有 価	証券	26,722		3
関係 会社	株 式	15,165		40,357
長 期 貸	付 金	17,979	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	2,141 38,215
そ の	他	710	ての他利益剰赤並 固定資産圧縮積立金	55 55
	当金	△7,090		16,517
		,	別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	21,642
				△11,628
繰 延 資 産		6	自 己 株 式 評価・換算差額等	14,310
	行 費	6	おいで、投算を破ち その他有価証券評価差額金	14,310
	., ,		ての他有価証券評価差額並 純 資 産 合 計	74,394
資 産 合	計	141,530	<u>│ </u>	141,530
	51	141,550	貝 頃 代 貝 庄 口 i	141,330

損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

				科				目				金額
売					上				Ĩ	高		144,716
売			_	Ŀ		J.	亰		1	T		129,720
	5	ŧ		上		公	公		利		益	14,996
販	売	費	J	及	び -	- f	投 🏗	管	理	費		11,436
	ż	営			業			利			益	3,559
営		弟	¥		外		収		i	益		8,570
	受	取	:	利	息	及	Ω_{i}	配	当	氬	È	4,465
	為			春			差	Ē		益	į	2,205
	技		:	術		指		導		米	ł	85
	貸	倒		引	当	<u> </u>	定	戻	入	益	ī	1,325
	そ					\bigcirc				ſt.	3	487
営		当	ŧ		外		費		J	Ħ		148
	支			扌	L		利.			息	Į	68
	寄					付				<u> </u>	È	47
	そ					\bigcirc				ſt.	3	32
		経			常			利			益	11,980
特			5	别		7	則		i	益		331
	投	資	:	有	価	証	券	売	却	益	ī	331
特			5	别		ŧ	員		4	失		447
	古	7	Ē	Ì	資	産	処	<u>l</u>	分	損	ĺ	4
	独	占	1	禁	止	法	関	連	損		=	443
		税	引		前	当	期	i	純	利	益	11,864
		法		税	、住	民	税	及	Ω, ≣	事 業	税	495
		法	,	人	税	Í	等	調		整	額	△408
		当		其	1	i	純		利		益	11,777

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月20日

エチコン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ京 都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菱本恵子 指定有限責任社員 公認会計士 上田博規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチコン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類 の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連 結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があ る。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月20日

ニチコン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 菱本恵子 指定有限責任社員 公認会計士 基本 恵子 指定有限責任社員 公認会計士 上田博規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチコン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 ト

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法、およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年3月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびEUをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年3月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことから、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起し、上級審においても争いましたが、最終的には、2021年10月に当社からの上告を棄却するとともに上告受理申立について上告審として受理しない旨が決定されたことにより、当該訴訟は終了しました。

海外においては、2015年12月に、当社の子会社であるニチコン(香港)リミテッドが、台湾公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受けたため、2016年2月に同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起し、上級審においても争った結果、2023年11月に、最高行政法院において、課徴金の算定方法に違法があることを理由として同処分を取り消す旨の判決が下されたため、当該訴訟は終了しました。現在、台湾公平交易委員会において同判決を踏まえた再調査が行われています。2018年3月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年5月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起しましたが、2023年7月に請求を棄却する旨の判決があり、当該訴訟は終了しました。

なお、上記課徴金および制裁金につきましては、延滞金を付されるリスクなどを回避するべく、いずれも納付期限内に全額を支払い済みです。また、本件に関連して米国およびカナダにおいてクラスアクション(集団訴訟)が提起されていましたが、米国のクラスアクションについては、2018年9月に間接購買者との間で21.5百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2020年7月に裁判所により最終承認がなされました。また、2018年12月には、直接購買者との間で90百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2019年5月に裁判所により最終承認がなされました。クラスアクションから離脱(オプトアウト)したコンデンサ購買者らからの個別訴訟についても順次和解を成立させ、2022年11月に残っていた原告4社との間で合計34百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、これで個別訴訟は全て解決しました。カナダのクラスアクションについては、2023年3月に原告団との間で14.5百万カナダドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、2023年11月に裁判所により最終承認がなされました。イスラエルで提起されたクラスアクションについては、2024年3月に原告団との間で2.91百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結しました。これらの和解契約も裁判所の承認手続を経ることにより正式に確定します。

監査役会といたしましては、当社グループが法令遵守の徹底に取組んでいることを確認しており、引続き法令遵守体制と企業倫理の一層の強化、徹底が為されるよう監査の充実に努めてまいります。

- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類、その附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。 2024年5月20日

ニチコン株式会社 監査役会

常勤監査役	荒	木	幸	彦印
常勤監査役(社外)	中	谷	吉	彦印
社外監査役	森	瀬	正	博 印
社外監査役	伝	Ш		幹印

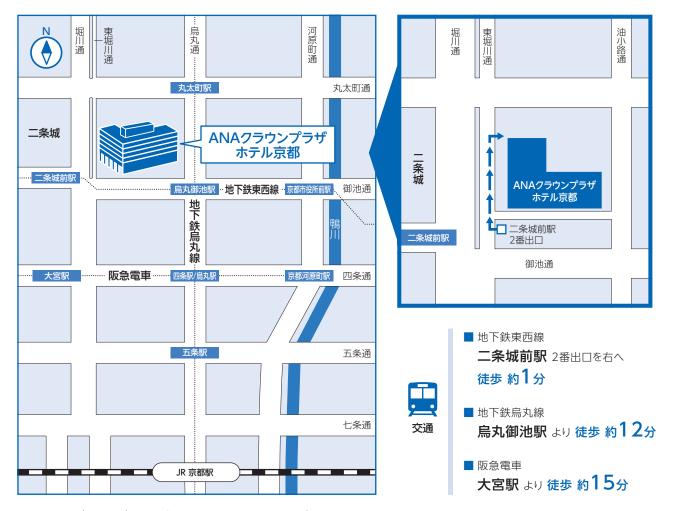
以上

株主総会会場ご案内略図

開催場所

ANAクラウンプラザホテル京都 2階

京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

